□印(□は該当する場合のみ)の書類が必要です。全て1部ずつ揃っているか確認して提出して下さい。申請の際はこの書類を一番上にして提出してください。

		助成対象の 承認申請時	建築変更承認申請時	完了実績報告時	注 意 事 項
届 出 書	助成対象承認申請書 (第1号様式)				建築内容に変更がある場合、建築変更承認申請 書(第4号様式)および必要書類の提出が必要
除却する 動力 動力 動力 動力 動力 動力 動力 を 受み)	除 却 計 画 図				・除却費助成を受ける場合 ・写真撮影方向を明記する ・延床面積を明記する
	工 程 表				・除却費助成を受ける場合 ・着工日が助成対象承認申請書と一致 すること
	除却工事見積書				除却費助成を受ける場合
	除却前の現況写真				除却費助成を受ける場合
	除却誓約書				除却費助成を受ける場合
	建設業許可番号賞 または解体工事業 登録番号の写し				除却費助成を受ける場合
	除却工事完了報告書				
	除却工事請負契約書				・除却費助成を受ける場合 ・契約金額を明記する
	整 地 後 の 現 況 写 真				・除却費助成を受ける場合 ・2方向以上
	建設リサイクル法に基づく届出書の写し等				・床面積 80 ㎡以上の場合のみ
	除 却 工 事 領 収 書				除却費助成を受ける場合
建築工事に関書 事に関書	地区計画 適合通 知 書 の 写 し				区長印が押されているもの
	建築確認申請書 副 本 の 写 し				第1面から第6面までの写し
	建築確認済証の 写し				建築基準法第6条第1項に 基づくもの
	案 内 図				
	配置図				・ガス漏れ防止策として「マイコンメータの
	各階平面図				設置」を明示 ・道路に面する開口部にバルコニー等がない場合は「外側網入りガラス」を明示 ・助成対象床面積部分に朱枠をつける・住宅型不燃建築物助成を受ける場合は、標示板の位置を明示
	立 面 図				「高さ」を表示
	内部仕上表				品番・不燃材料(NM-〇〇〇)または準不燃材料(QM-〇〇〇) を明示
	求 積 表				「延床面積の求積図」と「助成対象床 面積の求積表」を付ける
	工 程 表				着工日が「助成対象承認申請書」の 着工日と一致すること
	竣工写真				・住宅型不燃建築物助成の場合は、 「標示板」の写真も付ける ・2方向以上
	検査済証の写し				建築基準法第7条第5項に 基づくもの

(第3号様式)		みなてまウフ おとま			
取地・建物に関する書類		建築工事完了報告書 (第3号様式)			
関する権利を	関する権利を				・原本のコピー可
大同建築に関する					・所有権が確認できるもの ・原本のコピー可
大口建築・協調建築に関する書類					
協調建築に関する書類	協調建築に	委任状			共同建築の場合のみ
協定書の写し			□ 従前建物	□ 当該建物	共同建築の場合のみ
建築物調書 一					協調建築の場合のみ
住宅型不燃 建築物蓄約書					
建築物誓約書 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日					敷地面積 100 ㎡以上の場合
正明書		建築物誓約書			
賃貸借契約書の写し 仮住居・動産移転助成を受ける場合 仮住居に係る家賃の支払証明 回 仮住居・動産移転助成を受ける場合・領収証、振込明細表、通帳の写しなど 引越代金領収書の写し 仮住居・動産移転助成を受ける場合 佐民税納税証明書または非課税証明書 分が完納されたもの) 対費税仕入税額控除確認書 世中用承諾書 世中用承諾書 借地等の場合 ・除却費助成を受ける場合・除却する建物が未登記の場合・・除却費助成を受ける場合・・共有者の中で代表者となって除却する場合					
の写し		住民票の写し			仮住居・動産移転助成を受ける場合
ではたに係る家員の支払証明	その他の書類				仮住居・動産移転助成を受ける場合
では、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		の支払証明			
または非課税証明書					仮住居・動産移転助成を受ける場合
控除確認書					今年度または前年度分のもの(納期到来 分が完納されたもの)
建物所有の申出書 (未登記) ・除却費助成を受ける場合 ・除却する建物が未登記の場合 ・除却費助成を受ける場合 ・共有者の中で代表者となって除却する場合					
(未登記) ・除却する建物が未登記の場合 ・除却費助成を受ける場合 ・共有者の中で代表者となって除却する場合		土地使用承諾書			借地等の場合
・共有者の中で代表者となって除却す 申請同意書 □ □ る場合					
					・除却費助成を受ける場合 ・共有者の中で代表者となって除却す る場合 または親族所有の建物を除却する場
同意書 (法定相続人) ・除却費助成を受ける場合 ・除却する建物の相続登記が なされていない場合					・除却費助成を受ける場合 ・除却する建物の相続登記が
委任状 □ 代理者が申請手続きをする場合		委任状			代理者が申請手続きをする場合

- ※1 申請者が複数名義の場合、代表者お一人の口座への振込となるため、助成金交付請求時に「助成金受領委任状」が必要です。
- ※2 ピロティや外階段等の部分とその上層部分は「助成対象床面積」から除外されます。 「助成対象床面積」の算出は複雑な場合が多いので、事前に防災まちづくり課までご相談 ください。
- ※3 仮住居の住所の異動は、着工前と、「検査済証」の交付を受けた後に行ってください。

【問い合わせ先】 大田区まちづくり推進部 防災まちづくり課 市街地整備担当 〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13番 14号 電話 03-5744-1338 (直通)